

マイナ保険証について

1 主な経過と今後の予定

令和6年12月 2日 紙の保険証の新規発行が廃止

令和7年 9月中旬 マイナ保険証のスマホ利用開始 ※機器の準備が整った医療機関等

11月下旬 「資格確認書」の送付（マイナ保険証未保有者）

「資格情報のお知らせ」の送付（マイナ保険証保有者）

11月30日 本市国保の紙の保険証の最大の有効期限

令和8年 7月下旬 「資格確認書」の送付（マイナ保険証未保有者）

「資格情報のお知らせ」の送付（マイナ保険証保有者）

※令和9年以降も毎年7月下旬に「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を各対象者に送付予定

2 本市の登録状況等

- ・登録率 73.66%（全国平均67.58%）

※登録率＝マイナ保険証登録数／加入者数（令和7年5月末時点）

- ・利用率 51.52%（全国平均34.99%）

※利用率＝マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数／各医療保険者等で受け付けた
レセプト枚数（外来電子レセのみ）（令和7年5月末時点）

- ・利用解除 314件（令和6年10月28日～令和7年7月末）

健康保険証は

(令和7年4月時点)

12月2日以降新たに発行されなくなりました

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を
基本とするしくみに移行しています。
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。 待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？

詳しくは裏面に

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**従来の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。

- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、2026年7月末までの暫定的な運用として、**マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を無償で申請によらず交付します。**そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手いかなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日: 9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare